

一般社団法人日本胃癌学会設立時暫定規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 一般社団法人日本胃癌学会の目的を達成するために、暫定移行措置として一般社団法人日本胃癌学会暫定規則を施行する。

第2章 設立時役員、会長等、設立時社員の選任

(設立時役員等の選任)

第2条 日本胃癌学会の理事及び監事を一般社団法人日本胃癌学会設立時理事とする。

2. 設立当初の理事の任期は、定款第33条の規定にかかわらず、平成24年2月に実施される定時総会における理事の選任までとする。

3. 設立当初の監事の任期は、定款第33条の規定にかかわらず、平成24年2月に実施される定時総会における理事の選任までとする。

4. 会長等の任期は、定款第38条の規定にかかわらず、平成24年2月に実施される学術集会の終了の日までとする。

(設立時社員の選任)

第3条 日本胃癌学会の理事及び監事を設立時社員とする。

2. 一般社団法人日本胃癌学会において、法人法上の社員を代議員とし、一般社団法人日本胃癌学会の設立後、日本胃癌学会の解散時に評議員であった者を代議員に追加選任する。これら代議員の任期は、定款第6条第6項の規定にかかわらず、平成25年度に実施される代議員選挙により新たな代議員が選出される時までとする。

第3章 会長の選任

(選任の方法)

第4条 会長は、設立時社員のなかから選任する。

2. 会長は平成23年度の一般社団法人日本胃癌学会学術総会を開催する。

経過措置に関する附則

第1条 一般社団法人日本胃癌学会の設立に伴い、その円滑な移行を図るために、次の経過措置を適用する。

(1) 会計年度の変更は平成23年度からとする。

(2) 平成23年度の会計年度は、法人設立日から平成23年12月31日とする。

(3) 平成23年度の年会費は、法人設立日から平成23年12月31日までの会費とする。

(4) 日本胃癌学会に既納の年会費については、一般社団法人日本胃癌学会についても支払われたものとみなし、重ねて支払うことを要しない。

第2条 この規則は、理事会、評議員会の議を経、かつ、総会の承認を受けて変更することができる。

附 則 (1) この規則は、法人設立の日より施行する。

第1章 役員の選任

第1節 総 則

（適用）

第1条 この法人（以下、本法人と略記）の役員は本法人の定款に定められたことのほかは、この規則によって選任される。

（選任の方法）

第2条 役員の選任は、代議員会に出席した代議員の無記名投票によって行う。ただし、委任状による投票は、これを認めない。

（開票立会人）

第3条 代議員会における役員の選任に当たって、議長は候補者でない代議員のうちから2名の選挙立会人を選び、選挙の管理を委嘱するものとする。

（投票の無効）

第4条 次の各号の投票は、これを無効とする。

- (1) 定められた投票用紙を用いなかったもの
- (2) 被選挙権有権者以外の氏名または他事を記載したもの。ただし、投票を連記によって行った場合は、被選挙権有権者でないものだけを無効とする。
- (3) 記載した氏名を確認できないもの
- (4) 連記投票において、同一の被選挙権有権者の氏名を重複して記載したもの。ただし、この場合は1票だけを有効として、他を無効とする。
- (5) 単記投票において、複数の氏名を記載したもの、及び連記投票においては、定められた連記数を越える数の氏名を記載したもの。ただし、この場合はその投票のすべてを無効とする。
- (6) 議長によって投票の終了が告げられるまでに投票されなかったもの

（得票数の同数）

第5条 役員の選挙において、得票数が同数の者のうち、ある者だけを当選者としなければならない場合は、開票立会人が抽籤によって当選者を決定する。

第2節 会長及び次期会長ならびに次々期会長の選任

（会長の選任）

第6条 会長の選任は、次期会長を次年度の会長の候補者として、通常代議員会の議決によって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一つに該当するときに限って、会長の選任は、選挙によって行う。

- (1) 会長が欠け、かつ、代議員会が会長を補充することを議決したとき
- (2) 次期会長を次年度の会長の候補者としてすることができないとき

3. 前項に定める会長の選挙は、次の各号の規定によって行う。

- (1) 代議員は、会長の候補者（以下、会長候補者と略記）になることができる。
- (2) 会長候補者になろうとする者は理事長が定めた期日の午後5時までには到着するよう、書留郵便によって、その旨を理事長に届け出なければならない。
- (3) 前号に定める届け出は、所定の用紙を用いて行い、会長候補者の氏名、所属する施設名、生年月日、経歴

及び所信を記載しなければならない。

(4) 理事長は会長の選挙を行う評議員会の 10 日前までに到着するように、会長候補者の氏名、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を掲載した選挙広報を代議員に送付する。

(5) 会長の選挙は、会長候補者を被選挙有権者として、単記投票によって行い、得票数の最も多かった者を当選者とする。

(次期会長ならびに次々期会長の選任)

第 7 条 次期会長の選任は、次々期会長を次年度の次期会長の候補者として、通常代議員会の議決によって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一つに該当するときに限って、次期会長の選任は、選挙によって行う。

(1) 次期会長が欠け、かつ、代議員会が次期会長を補充することを議決したとき

(2) 次々期会長を次年度の次期会長の候補者としてすることができないとき

3. 前項に定める次期会長の選挙は、前条第 3 項の規定を準用する。この場合には、同項第 1 号に「会長」とあるのは「次期会長」と、同項第 1 号から第 5 号までに「会長候補者」とあるのは「次期会長候補者」と、同項及び同項第 4 号並びに第 5 号に「会長の選挙」とあるのは「次期会長の選挙」と、それぞれ読み替えるものとする。

4. 次々期会長の選任には、前条第 3 項の規定を準用する。この場合には、同項第 1 号に「会長」とあるのは「次々期会長」と、同項第 1 号から第 5 号までに「会長候補者」とあるのは「次々期会長候補者」と、同項及び同項第 4 号並びに第 5 号に「会長の選挙」とあるのは「次々期会長の選挙」と、それぞれ読み替えるものとする。

(次期会長もしくは次々期会長の職務代行者)

第 8 条 次期会長もしくは次々期会長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事長は、理事のうち 1 名を、次期会長もしくは次々期会長の職務代行者として委嘱することができる。(次期会長の職務代行者)

第 3 節 役員（理事長・理事・監事）の選任

(理事の選任)

第 9 条 代議員及び選挙によらないで選任される代議員の候補者は、理事の候補者（以下、理事候補者と略記）になることができる。

2. 理事候補者になろうとする者は、理事長が定めた期日の午後 5 時までに到着するよう、書留郵便によって、その旨を理事長に届け出なければならない。

3. 前項に定める届け出は、所定の用紙を用いて行い、理事候補者の氏名、専門科名、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を記載しなければならない。

4. 理事長は、理事の選挙を行う代議員会の 10 日前までに到着するように、専門科別に、理事候補者の氏名、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を掲載した選挙広報を代議員に送付する。

5. 代議員が投票する数は、**18** とする。

6. 得票数の多い者から順に、各専門科別に、外科 **4** 名、内科及びその他の臨床 **4** 名、基礎系 **2** 名を当選者としたのち、それ以外の候補者は専門科にかかわらず、得票数の最も多かった者から順に **18** 名を当選者とする。

7. 理事に欠員が生じた場合で、定款で定めた理事の員数が欠けた場合には、前回の理事選挙における次点者を繰り上げて補充する。

(監事の選任)

第10条 監事の選任には、前条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合には、前条第1項及び第2項に「理事」とあるのを、「監事」と読み替えるものとする。

2. 監事の選挙は、2名連記の投票によって行い、得票数の最も多かった者から、順次、2名までを当選者とする。

3. 監事に欠員を生じたときは、前回の監事の選挙における次点者を繰り上げて補充する。次点者がいない場合には、理事長が代議員の中から選任する。

(理事長の選任)

第11条 理事長は、理事会において理事が互選によって選任する。

2. 立候補者が1人の場合は、無投票により選任する。

3. 立候補者が複数の場合は、投票により選任する。

(1) 初回投票で有効票数の過半数を得た者とする。

(2) 初回投票で過半数に満たない場合は、得票数上位2人を対象に再投票を行い、得票数の多い者とするが、同数の場合は抽選により選任する。

(3) 初回投票で同数得票者を含む上位が3人以上の場合は、その者を対象に再投票を行い、上記(1)(2)の手順を準用する。

4. 立候補者がいない場合は、話し合い又は投票により選任する。投票による場合は、前項第1号から第3号までの規定を準用する。

5. 理事長は役員が更新した定時総会中に新理事長決定のために新役員を構成員とする理事会を招集する。

(役員の任期)

第12条 理事の任期は、1期2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。再任を妨げないが、理事は連続して4期8年を超えることができず、また理事長は通算して2期4年を超えることができない。

2. 監事の任期は、1期2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。再任を妨げないが、連続して2期4年を超えることができない。

3. 前1項及び2項の規定の適用にあたっては、法人設立以前の任意団体日本胃癌学会における役員歴もこの法人における役員歴とみなす。

4. 役員は代議員を退任した場合は、役員の資格を失う。

(職員)

第13条 当法人の事務処理のため、幹事若干名及び書記等の職員若干名を置くことができる。

2. 幹事は理事長が委嘱する。

3. 幹事の任期は1年とし、再任を妨げない。

4. 書記等の職員は有給とし、理事会の議を経て、理事長が任免する。

5. 書記等の職員の職務規定は、理事会で定める。

第2章 代議員の選任

第1節 総 則

(適用)

第 14 条 代議員は、本法人の定款に定められたことのほかは、この規則によって選任される。

(代議員の区分)

第 15 条 代議員はその選任の方法により、選挙によって選任される代議員（以下、選挙代議員と略記）と、選挙によらないで選任される代議員（以下、非選挙代議員と略記）とに区分する。

第 2 節 選挙代議員の選任

(選挙代議員の定数)

第 16 条 選挙代議員の定数は、300 名以上とする。

(代議員の選出)

第 17 条 代議員の選出は代議員選挙管理委員会（以下代議員選管委と略記）の審査を経るものとする。

2. 代議員選管委の委員は、代議員のなかから若干名を理事長が理事会の議を経て委嘱する。

3. 代議員選管委の委員長は、委員のなかから理事長が理事会の議を経て委嘱する。

(選挙権の有権者)

第 18 条 有権者は本会の正会員であって、会費を 2 年間以上完納した者とする。

2. 有権者の名簿は、投票 6 カ月前に公示される。公示後 3 カ月以内は選挙管理委員会への異議の申し立てを認める。

(被選挙権の有権者)

第 19 条 新しく代議員となることを希望する者は、別に定める書式により、定められた日までに理事長に届け出るものとする。

2. 候補者は連続 5 年以上、本会の正会員で、会費を完納した者とする。ただし、選出された代議員の任期となる前年の 12 月 31 日の時点で満 65 歳に達するものは候補者になれない。

3. 候補者は最近 4 年間に、胃癌またはそれに関連した研究業績を論文発表、あるいは学会発表し、その業績点数総計が 10 点以上ある者、あるいは機関紙「Gastric Cancer」に発表した者（共著者を含む）に限る。業績点数は論文の場合、著者は 4 点、共著者は 2 点とし、学会発表の場合、演者は 2 点、共同発表者は 1 点として算出する。

(投票)

第 20 条 投票は、有権者 1 名につき 1 票とする。

(投票の方法)

第 21 条 有権者は代議員選管委から送付された投票用紙に、候補者 1 名の氏名を自書し、署名した所定の返送用封筒に入れ、これを選挙の期日の午後 5 時までに必ず到着するよう、直接、代議員選管委宛に郵送するものとする。

2. 投票は無記名投票とする。

(投票の無効)

第 22 条 次の各号の投票は、これを無効とする。

(1) 所定の投票用紙を使用しなかったもの

(2) 候補者でない者の氏名を記載したもの

(3) 2 人以上の氏名を記載したもの

(4) 候補者の氏名以外の事項を記載したもの。ただし、職業、身分又は敬称を記入したものは有効とする。

(5)記載した氏名を確認できないもの

(6)選挙の期日までに到着しなかったもの

(7)投票用紙返信用封筒の署名がないもの。あるいは、署名が投票者以外のものであると、代議員選管委で判定されたもの。

(当選の決定)

第 23 条 得票数の最も多かった者から、順次、定数までの候補者を当選者とする。

2. 得票同数の場合には、代議員選管委が抽選によって順位を定める。

3. 代議員選管委は、選挙結果を、速やかに理事会に報告する。

(選挙代議員の任期)

第 24 条 選挙代議員の任期は、その当選の決定が報告された理事会開催日の翌日に始まり、次の選挙代議員の任期が始まる前日に終わる。

2. 選挙代議員の任期は、4 年とし、再任を妨げない。

3. 代議員で満 65 歳を過ぎた者は、次の総会終了後、その資格を失う。

(欠員の補充)

第 25 条 選挙代議員に欠員を生じたときは、会長は、理事会の議を経て、代議員選挙における次点者を、選挙代議員として補充することができる。

2. 前項によって選挙代議員を補充したときは、会長は、速やかにこれを公示する。

(選挙の疑義)

第 26 条 選挙代議員の選挙に関して疑義を生じたときは、代議員選管委で処理されることを原則とする。

第 3 節 非選挙代議員の選任

(定数)

第 27 条 選挙による代議員のほか、非選挙代議員を、50 名以内置くことができる。

(選考委員会)

第 28 条 非選挙代議員を選考するために、本会に非選挙代議員選考委員会（以下、選考委員会と略記）を置く。

2. 選考委員会は次の各号の委員によって構成する。

1) 理事長

2) 理事 若干名

3) 理事及び監事以外の正会員 若干名

3. 理事長以外の委員は、理事長が理事会の議を経て委嘱する。

4. 選考委員会の委員長は理事長とする。

(選考)

第 29 条 選考委員会は代議員選挙の行われた後に、本会の正会員である者の中から、非選挙代議員候補者を選考する。

(選任)

第 30 条 非選挙代議員は、業績、専門性など学会運営上の必要性を考慮して、選考委員会が推薦し、選考委員会の後に開催される理事会の議決を経て、選任する。その任期は、理事会で選任された翌日に始まり、次の非選挙代議員の任期が始まる前日に終わる。

2. 非選挙代議員の任期は、4 年とし、再任を妨げない。
3. 前項によって非選挙代議員を選任したときは、理事長は、速やかにこれを公示する。
4. 代議員で満 65 歳を過ぎた者は、次の総会終了後、その資格を失う。

(欠員の補充)

第 31 条 非選挙代議員に欠員を生じたときは、理事長は、理事会の議を経て、非選挙代議員として補充することができる。

2. 前項によって非選挙代議員を選任したときは、理事長は、速やかにこれを公示する。

第 3 章 代議員及び理事の選出のための専門科別区分

第 32 条 本会の専門科を次の 3 つとする。

- (1) 外科
- (2) 内科及びその他の臨床
- (3) 基礎系

第 4 章 補 則

(変更)

第 33 条 この規則は、理事会及び代議員会の議決の議決によって変更することができる。

附 則

- (1) この規則は、法人成立の日より施行する。
- (2) この規則は、平成 24 年 2 月 8 日一部改正した。但し、第 12 条 1 項会長に関する規則は、平成 26 年に失効する。
- (3) この規則は、平成 27 年 3 月 4 日一部改正した。
- (4) この規則は、平成 29 年 3 月 8 日一部改正した。
- (5) この規則は、令和 7 年 3 月 12 日一部改正した。

一般社団法人日本胃癌学会入会規則（定款施行細則第2号）

第1条 本法人の入会については、本法人の会則に定められたことのほかは、この規則による。

第2条 本法人の会員になろうとする者は、入会申込書に、所定の事項のすべてを自筆で記入署名し、当該年度の会費を添えて、本法人事務局に提出しなければならない。

2. 入会申込書には、本法人代議員が自筆署名押印した入会推薦書を添付しなければならない。

第3条 入会に際し、全ての医療従事者及び医学研究者は、正会員、準会員、賛助会員の中から会員資格を選択するものとする。但し、医師については、正会員以外での入会を認めない。

第4条 既納の入会手数料は、いかなる事由があっても返還しない。ただし、理事会が入会を承認しなかったときは、入会申込書に添えて提出された当該年度の会費は、これを返還する。

第5条 この規則は、理事会及び代議員会の議決によって変更することができる。

附 則

（1）この規則は、法人設立の日より施行する。

一般社団法人日本胃癌学会会費規則（定款施行細則第3号）

第1条 本法人の会費については、本法人の会則に定められたことのほかは、この規則による。

第2条 本法人の正会員の会費は、年額 12,000 円、正会員のうち代議員の会費は、年額 20,000 円、準会員の会費は、年額 5,000 円、賛助会員の会費は、一口 12,000 円とする。

第3条 会費は当該会計年度の間に、年額の全額を納入しなければならない。

第4条 会費は、年額を分割して納入することができない。

第5条 この規則は、第2条の規定を除くほかは、理事会及び代議員会の議決によって変更することができる。第2条の規定は、理事会及び代議員会の議決を経、総会の承認を受けて、変更することができる。

附 則

（1）この規則は、法人設立の日より施行する。

一般社団法人日本胃癌学会委員会規則（定款施行細則第4号）

第1条 この規則は、本法人が設置する委員会について適用する。

第2条 理事長は、本法人の事業を円滑に遂行するため、委員会を設置することができる。

第3条 委員会の設置及び廃止は、理事会の議決によって行う。

第4条 委員会の委員長及び委員は、委員会内規に別に定められた場合を除き、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

第5条 委員長及び委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6条 委員長は委員会開催後4週間以内に議事録を作成して、理事長に提出する。

2. 事務局は、前項議事録を10年間保存しなければならない。

3. 会員は、理事長の承認を得て、前項議事録を閲覧することができる。

第7条 委員会は、この規則に定められたことのほかは、理事会の承認によって決定された委員会内規に従って運営する。

2. 委員会内規は、理事会の承認によって変更することができる。

第8条 この規則は、理事会及び代議員会の議決によって変更することができる。

附 則

（1）この規則は、法人設立の日より施行する。

一般社団法人日本胃癌学会会員の懲戒に関する取扱い細則（定款施行細則第5号）

第1章 総 則

（本細則の目的）

第1条 この細則は、現に一般社団法人日本胃癌学会（以下、本法人と略す）に所属する会員が、本法人における学術活動に関し生じた事態に対し、本法人として必要かつ公正な対応をとる場合において、懲戒をもって対応するための基準及び手続き等を定め、社会における責任を果たし本法人の円滑な運営に資することを目的とする。

（学会活動の自由の確保）

第2条 本法人は、会員に対し懲戒をもって対応する場合においても、全ての会員の学会活動の自由を普遍のものとして尊重し十分配慮しなければならない。本細則の適用が、全ての会員において、学術活動の萎縮を招くことのないよう十分配慮しなければならない。

（本細則の濫用の禁止）

第3条 本細則は、会員が本法人における学術活動に関し生じた事態に対し、やむを得ず懲戒をもって対応する場合にのみ適用することとし、むやみに本細則を濫用してはならない。

第2章 不利益処分

（懲戒の場合）

第4条 現に本法人に所属する会員が、本法人において行った学術活動により生じた事態に対し、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、除名、会員としての活動停止、嚴重注意の処分をすることができる。

- （1）本法人の名誉を傷つけ、または本法人の目的に反する行為のあったとき
- （2）本法人の会員としての義務に違反したとき
- （3）研究の倫理指針に違反したとき
- （4）その他の懲戒すべき正当な事由があるとき

（懲戒の効果）

第5条 会員としての活動停止の期間は、一年をこえない範囲内において、理事会でこれを定める。

2. 会員としての活動停止となった会員は、会員としての身分を保有するが、本法人は当該会員の学術総会における演題の採択及び学会誌における論文の採択を行わない。

（懲戒権者）

第6条 会員としての活動停止、嚴重注意の処分は、倫理委員会委員長である理事の発議により理事会において審議し、理事会の決定に基づき理事長がこれを行う。

（除名権者）

第7条 除名は、倫理委員会委員長である理事の発議の発議により、定款第21条第2項に定める代議員総会の特別決議によってこれを行う。

第3章 聴聞並びに弁明の機会の付与

第1節 聴 聞

（聴聞の通知の方式）

第7条 倫理委員会は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき会員に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分の内容
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 聴聞の期日及び場所

2. 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

(1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は倫理委員会がやむを得ないと判断した場合、聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

（代理人）

第8条 前条第1項の通知を受けた会員は、倫理委員会がやむを得ないと判断した場合、代理人を選任することができる。

2. 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3. 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4. 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を倫理委員会に届け出なければならない。

（参加人）

第9条 聴聞を主宰する倫理委員会委員長（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって利害関係を有するものと認められる者（「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

（聴聞の主宰）

第10条 聴聞は、倫理委員会委員長が主宰する。倫理委員会委員長による主催が不可能である場合は、理事会にその選任を委ねることとする。

2. 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

- (1) 当該聴聞の当事者又は参加人
- (2) 前一号に規定する者であったことのある者

（聴聞の期日における審理の方式）

第11条 倫理委員会委員長は、最初の聴聞の期日の冒頭において、予定される不利益処分の内容並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明しなければならない。

2. 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに倫理委員会委員に対し質問を発することができる。

3. 倫理委員会委員は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促すことができる。

4. 倫理委員会委員長は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

5. 聴聞の期日における審理は、理事会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

（聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持）

第12条

倫理委員会委員長は、聴聞の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理

するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

2. 倫理委員会委員長は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理の秩序を維持するため、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（陳述書等の提出）

第13条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、倫理委員会委員長に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2. 倫理委員会委員長は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

（続行期日の指定）

第14条 倫理委員会委員長は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2. 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

（当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結）

第15条 倫理委員会委員長は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第13条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

2. 倫理委員会委員長は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第13条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

（聴聞調書及び報告書）

第16条 倫理委員会委員長は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

2. 倫理委員会委員長は、聴聞の終結後、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての倫理委員会の意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに理事会に提出しなければならない。

（聴聞調書及び報告書の記載事項）

第17条 聴聞調書には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

（1）聴聞の件名

（2）聴聞の期日及び場所

（3）主催者の氏名

（4）聴聞の期日に出頭した当事者、参加人及び代理人（以下この項において「聴聞関係者」という。）の所属

（5）聴聞の期日に出頭しなかった聴聞関係者の氏名及び所属並びに当該聴聞関係者のうち当事者及び代理人については出頭しなかったことについての正当な理由の有無

- (6) 聴聞関係者の陳述（陳述書における意見の陳述を含む。）の要旨
- (7) 証拠書類等が提出されたときは、その標目
- (8) その他参考となるべき事項

2. 聴聞調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3. 報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名しなければならない。

- (1) 相当と考えられる不利益処分
- (2) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張
- (3) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見及びその理由

（聴聞の再開）

第 18 条 理事会は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、倫理委員会委員長に対し、前条第三項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。

（聴聞の期日における審理の公開）

第 19 条 倫理委員会は、聴聞の期日における審理の一部及び全部の公開を相当と認めたときは、理事会の了承を得て、聴聞の期日、場所及び事案の内容を公示するとともに、当事者及び参加人に対し、その旨を通知するものとする。

（不服申立ての制限）

第 20 条 理事会及び倫理委員会委員長がこの細則の規定に基づいてした処分については、当事者は不服申立てをすることができない。

2. 聴聞を経てされた不利益処分については、当事者及び参加人は異議を申立ることができない。

第 2 節 弁明の機会の付与

（弁明の機会の付与の方式）

第 21 条 除名による処分を除く不利益処分については、弁明の機会を設けることとする。

2. 弁明は、理事会が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。

3. 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

（弁明の機会の付与の通知の方式）

第 22 条 倫理委員会は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

（聴聞に関する手続の準用）

第 23 条 聴聞に関する規定は、弁明の機会の付与について準用する。

附 則

- (1) この規則は、法人設立の日より施行する。

一般社団法人日本胃癌学会財務委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、一般社団法人日本胃癌学会財務委員会（以下、委員会と略記）という。

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本胃癌学会委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほか、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、本法人の会計及び財務に関する業務を所管し、本法人の円滑な運営に資することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 本法人の事業計画原案及びこれに伴う収支予算原案の編成
- (2) 本法人の収支決算原案の作成
- (3) 理事会、代議員会及び総会の権限に属する事項を除くその他の会計及び財務に関する事項の議決及び執行
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な業務

(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2. 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
3. 委員長は、委員のなかから、指名によって副委員長を委嘱することができる。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
5. 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2. 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席とみなす。

2. 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
3. 本法人の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第8条 この内規は、委員会の議決を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- (1) この規則は、法人設立の日より施行する。

一般社団法人日本胃癌学会会則委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、一般社団法人日本胃癌学会会則委員会（以下、委員会と略記）という。

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本胃癌学会委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、本法人の定款及び細則並びに諸規定（以下「細則等」）の適正な運用と整備に関する業務を所管し、本会の円滑な運営に資することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、理事長又は理事会の諮問に応じ、次の業務を行う。

- (1) 定款及び細則等の運用と整備
- (2) 定款及び細則等の疑義
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な業務

(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2. 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
3. 委員長は、委員のなかから、指名によって副委員長を委嘱することができる。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
5. 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2. 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席とみなす。

2. 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
3. 本法人の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第8条 この内規は、委員会の議決を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- (1) この規則は、法人設立の日より施行する。

一般社団法人日本胃癌学会会誌編集委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は一般社団法人日本胃癌学会会誌編集委員会（以下、委員会と略記）という。

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本胃癌学会委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は本法人の機関誌の編集に関する業務を所管し、胃癌及びそれに関する研究と診療の進歩に貢献することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、理事会の諮問に応じ、次の業務を行う。

(1) 「Gastric Cancer」の編集

(2) 前号に掲げる雑誌の投稿規定に関する業務

(3) その他、前条の目的を達成するために必要な業務

(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2. 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3. 委員長は、委員のなかから、指名によって副委員長を委嘱することができる。

4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

5. 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(編集幹事)

第6条 委員長は、委員会の議を経て、編集幹事を委嘱することができる。

2. 委員長は、委員会の議を経て、編集幹事のなかから、編集幹事長を委嘱することができる。

3. 編集幹事は、委員長の指示のもとに、編集に関する業務を分掌する。

(招集等)

第7条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2. 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第8条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席とみなす。

2. 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3. 本法人の役員及び編集幹事は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第9条 この内規は、委員会の議決を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

(1) この規則は、法人設立の日より施行する。

一般社団法人日本胃癌学会規約委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、一般社団法人日本胃癌学会規約委員会（以下、委員会と略記）という。

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本胃癌学会委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、本法人の作成する胃癌取扱い規約に関する業務を所管し、胃癌及びそれに関する研究と診療の進歩に貢献することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、理事会の諮問に応じ、次の業務を行う。

- (1) 胃癌取扱い規約の検討
- (2) 胃癌取扱規約の改定のために必要な業務
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な業務

(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2. 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
3. 委員長は、委員のなかから、指名によって副委員長を委嘱することができる。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
5. 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2. 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席とみなす。

2. 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
3. 本法人の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第8条 この内規は、委員会の議決を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- (1) この規則は、法人設立の日より施行する。

一般社団法人日本胃癌学会登録委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、一般社団法人日本胃癌学会登録委員会（以下、委員会と略記）という。

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本胃癌学会委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、胃癌研究会の胃癌全国登録事業を継承し、会員の共有財産である胃癌データベースの作成と管理、情報の提供を行うことを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、理事会の諮問に応じ、次の業務を行う。

- (1) 胃癌全国登録事業の推進
- (2) 胃癌データベースの作成及び管理並びに情報提供
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な業務

(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2. 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
3. 委員長は、委員のなかから、指名によって副委員長を委嘱することができる。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
5. 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2. 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席とみなす。

2. 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
3. 本法人の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第8条 この内規は、委員会の議決を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- (1) この規則は、法人設立の日より施行する。

一般社団法人日本胃癌学会国際委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、一般社団法人日本胃癌学会国際委員会（以下、委員会と略記）という。

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本胃癌学会委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、国際学会及び国外学会との連携並びに国内学会との協力に関する業務を所管し、本法人の国際交流に寄与することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、理事会の諮問に応じ、次の業務を行う。

- (1) 国際学会の主催又は後援若しくは協賛に関する業務
- (2) 国際学会又は国外学会との調整に関する業務
- (3) 国際学会及び国外学会並びに国内学会の情報の収集と広報に関する業務
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な業務

(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2. 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
3. 委員長は、委員のなかから、指名によって副委員長を委嘱することができる。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
5. 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2. 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席とみなす。

2. 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
3. 本法人の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第8条 この内規は、委員会の議決を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- (1) この規則は、法人設立の日より施行する。

一般社団法人日本胃癌学会保険診療検討委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、一般社団法人日本胃癌学会保険診療検討委員会（以下、委員会と略記）という。

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本胃癌学会委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、本法人の保険診療報酬に関する業務を所管し、胃疾患研究の進歩に即応する保険診療報酬の適正化を図ることを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、理事会の諮問に応じ、次の業務を行う。

- (1) 適正な保険診療報酬に関する調査と審議
- (2) 保険診療報酬の適正化に関する関連学会及び団体との協議と連携
- (3) 保険診療報酬の適正化に関する関係官庁及び団体との交渉
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な業務

(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2. 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
3. 委員長は、委員のなかから、指名によって副委員長を委嘱することができる。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
5. 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2. 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席とみなす。

2. 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
3. 本法人の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第8条 この内規は、委員会の議決を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- (1) この規則は、法人設立の日より施行する。

一般社団法人日本胃癌学会企画・広報委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、一般社団法人日本胃癌学会企画・広報委員会（以下、委員会と略記）という。

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本胃癌学会委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、本法人の活動に関する情報を会員に伝達するとともに、本法人の発展に必要な事業の企画・広報活動を行うことを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、理事会の諮問に応じ、次の業務を行う。

- (1) 一般社団法人日本胃癌学会ニュースの編集企画並びに発行
- (2) 本法人ホームページの編集企画
- (3) 本法人入会の促進
- (4) 本法人の教育事業の企画
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な業務

(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2. 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
3. 委員長は、委員のなかから、指名によって副委員長を委嘱することができる。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
5. 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2. 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席とみなす。

2. 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
3. 本法人の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第8条 この内規は、委員会の議決を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- (1) この規則は、法人設立の日より施行する。

一般社団法人日本胃癌学会胃癌治療ガイドライン検討委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、一般社団法人日本胃癌学会胃癌治療ガイドライン検討委員会（以下、委員会と略記）という。

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本胃癌学会委員会規定（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、胃癌の標準治療の概念を確立し、本法人が認定する一般社団法人日本胃癌学会胃癌治療ガイドライン(以下ガイドラインと略記)の作成及び改訂を行う。

(構成等)

第4条 委員会は、ガイドライン作成グループ(以下、作成グループと略記)及びガイドライン評価グループ(以下、評価グループと略記)からなる。各グループは委員長及び委員をもって構成し、いずれも他グループの委員長又は委員を兼ねることはできない。

2. 各グループの委員長は、それぞれのグループを代表し、統括する。
3. 各グループの委員長は、それぞれのグループの委員の中から、指名によってそれぞれのグループの副委員長を委嘱することができる。
4. **各グループの副委員長は、それぞれのグループの委員長を補佐し、同委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。**
5. 委員は、所属するグループの委員長ないし副委員長とともにそれぞれのグループの委員会を組織し、それぞれのグループの業務を執行する。

(業務)

第5条 委員会は、前々条の目的を達成するため、理事会の諮問に応じて次の業務を行う。

- (1) 本法人としてガイドラインを作成し、認定するためのシステムの構築
 - (2) 標準治療の概念を確立するための内外の胃癌医療に関する実態調査
 - (3) 文献検索による根拠の集積
 - (4) ガイドラインの公表
 - (5) その他、前条の目的を達成するために必要な業務
2. 作成グループは、理事会の諮問に応じて次の業務を行う。
- (1) 胃癌標準治療を示すガイドラインの原案及び改定案の作成
 - (2) 前号案の評価グループへの提示と同グループの評価に基づく修正
3. 評価グループは、作成グループから提示されたガイドラインの原案又は改定案を評価する。

(招集等)

第6条 各グループの委員会は、会議の目的とする事項を示して、それぞれの委員長が招集する。

2. 各グループの委員会議長は、それぞれのグループの委員長とする。

(定足数)

第7条 各グループの委員会は、それぞれの委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意志を表示したものは出席とみなす。

2. 各グループの委員会議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 本法人の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第8条 この内規は、委員会の議決を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- (1) この規則は、法人設立の日より施行する。

一般社団法人日本胃癌学会倫理委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、一般社団法人日本胃癌学会倫理委員会（以下、委員会と略記）という。

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本胃癌学会委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、一般社団法人日本胃癌学会における人を直接の対象とする医学的研究（臨床薬効試験を含む。以下、「研究」という。）において、ヘルシンキ宣言（2000年エディンバラ修正。）の趣旨にそった倫理上の指針を与えることを目的とし、会員に倫理規範の遵守を求め、会員の倫理規範に反する行為に対する審議等を行うものとする。

(倫理規範違反する行為)

第4条 本内規において、倫理規範に反する行為とは、次の行為をいう。

- (1) 法令又は定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為をしたとき。
- (3) 研究の倫理指針に違反したとき。
- (4) その他正当な事由があるとき

(業務)

第5条 委員会は、前条の目的を達成するため、理事会の諮問に応じ、次の業務を行う。

- (1) 胃癌診療並びに研究に関する倫理上の問題について審査または審議する。
- (2) 会員に倫理規範に反する行為があったと疑われる場合、その事実調査並びに聴聞・弁明の機会の付与
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な業務を行なう

(構成等)

第6条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2. 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
3. 委員長は、委員会のなかから、指名によって副委員長を委嘱することができる。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
5. 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。
6. 委員は、代議員及び学会外の医師以外の学識経験者（以下、外部委員）とし、理事会の議を経て委員長が委嘱する。
7. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、外部委員を除き、原則として、引き続き2期を越えて委嘱することはできない。

(招集)

第7条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2. 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第8条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該事項について文書をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席とみなす。

2. 委員会の成立には最低1名の外部委員の出席を要する（書面出席を含む）。
3. 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4. 本法人の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(専門委員会)

第9条 特定の問題を審査ないし審議する必要がある場合、委員会に、臨時に専門委員会を設けることができる。

2. 倫理委員会委員長は理事長の承認のもとに専門委員会を設ける。
3. 専門委員会は、次の各号に掲げる地位にある者を専門委員として組織する。
 - (1) 委員長 1名
 - (2) 委員 2名 以上
 - (3) 当該問題を専門分野とする学識経験者 若干名
4. 前項第1号の委員長は専門委員会で指名される。同項第2号の委員は委員会において選任し、同項第3号の学識経験者は委員会の議を経て委員長が委嘱する。
5. 専門委員会は、当該問題について倫理委員会に代わって審査ないし審議する。
6. 専門委員会の審査ないし審議の結果は、倫理委員会の審査ないし審議の結果とみなし、倫理委員会委

員長が理事会の承認を得て外部に表示する。

7. 専門委員会は、当該問題について審査ないし審議の終わったとき自動的に解散し、専門委員はその委嘱を解かれたものとする。

(内規の変更)

第10条 この内規は、委員会の議決を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

(1) この規則は、法人設立の日より施行する。

一般社団法人日本胃癌学会研究推進委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、一般社団法人日本胃癌学会研究推進委員会（以下「委員会」と略記）という。

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本胃癌学会委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、会員が行う基礎的並びに臨床的研究が適正かつ円滑に実施されるための支援を行い、科学的根拠に基づいた胃癌診療の推進に資することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、理事会の諮問に応じ、次の業務を行う。

- (1) 胃癌治療に係る基礎的並びに臨床的研究を適正かつ円滑に実施するために必要な情報の収集や提供。
- (2) 学会員の実施する基礎的並びに臨床的研究に対する助言、指導。
- (3) 基礎的並びに臨床的研究の推進を目的とした、関連学会、行政機関及び企業等との連絡・調整。
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な業務。ただし、承認された研究への参加施設の公募や各参加施設への連絡は、胃癌学会事務局を通じて行うものとする。

(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2. 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
3. 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
5. 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。
6. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として引き続き2期を越えて委嘱することはできない。

(召集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2. 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2. 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 本法人の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第8条 この内規は、委員会の議決を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- (1) この規則は、法人設立の日より施行する。
- (2) この規則は、平成27年6月22日一部改正した。

一般社団法人日本胃癌学会利益相反委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、一般社団法人日本胃癌学会利益相反委員会（以下「委員会」と略す）という。

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本胃癌学会委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は「がん臨床試験の利益相反に関する指針」（以下「本指針」と略す。）に定められた利益相反を管轄するために設置する。

(業務)

第4条 委員会は、会員が臨床研究成果を学術集会等で発表する場合に、当該研究実施に関わる利益相反状態を適切に開示する義務に反する第2項から第8項までに記載の事態が生じたときには、これを審議し、理事会に答申する前条の目的を達成するため、理事会の諮問に応じ、次の業務を行う。

2 役員が本法人のすべての事業を遂行する上で、深刻な利益相反状態が生じた場合、或いは利益相反の自己申告が不適切と理事会が認めた場合、理事会の諮問に応じて委員会を開催し、これを答申する。

3 総会で臨床研究成果が発表される場合、本指針に反する演題についてプログラム委員会が発表を差し止める発議をしたときには、これらの対処について委員会を開催して審議し、これを理事会へ答申する。

4 臨床研究成果が当法人学会誌などで発表される場合に、本指針に反する論文等に対して編集委員会が掲載を差し止める発議をしたときには、これらの対処について委員会を開催して審議し、これを理事会へ答申する。

5 本法人のその他の委員会が関与する学会事業に関して、その実施が本指針に反する事態が生じ、当該委員会がその対処を発議したときには、これらの対処について委員会を開催して審議し、これを理事会へ答申する。

6 理事会により最終決定を受けた被措置者（以下、「被措置者」と略す。）が、措置の通知を受けた日の翌日から20日以内に、委員会に対し不服申立をした場合は、これを委員会が再審議して、速やかに理事会へ答申する。

7 被措置者に対する委員会の決定を理事会が決定した後に、被措置者から委員会に対し不服申立がなされたときは、必ず委員会はこれを受理して再審議を行い、その結果を速やかに理事会へ報告する。

8 本法人が関与する場にて発表された臨床研究について、本指針の遵守に重大な違反があると判断した場合、委員会は理事会と協議して社会への説明責任を果たす。

(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として引き続き2期を越えて委嘱することはできない。

(召集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 本法人の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

第1条 第8条 委員会委員は、業務執行上知り得た対象者の情報を外部に漏洩してはならない。

第2条 2 前項の規定は、本委員会委員退任後も適用するものとする。

第3条 3 対象者から提出された自己申告書等は、会長が厳重に管理するものとする。

(本指針の実施・措置方法)

第9条 委員会は、本指針を実施し、その措置を施行するにあたり、「一般社団法人日本胃癌学

会懲戒に関する取扱い細則」に準拠する。

(議事録)

第10条 議事録は、議長が作成し、議長及び議長が議事録署名人として出席者の中から指名する2名がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

(理事会への報告)

第11条 委員長は、当該委員会の利益相反に関する審議の状況について、適宜理事会に報告しなければならない。

(内規の変更)

第12条 この内規は、委員会の議決を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附則

(1) この規則は、法人設立の日より施行する。

一般社団法人日本胃癌学会将来構想委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、一般社団法人日本胃癌学会将来構想委員会（以下、委員会と略記）という。

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本胃癌学会委員会規則（定款施行細則第4条）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、一般社団法人日本胃癌学会の円滑な運営、発展及び将来の在り方に関して検討することを目的とする。

(事業)

第4条 委員会は、前条の目的を達するために、理事会の諮問に応じ、問題解決のための提案を行う

(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2. 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3. 委員長は、委員のなかから、指名によって副委員長を委嘱することができる。

4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

5. 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(委員長)

第6条 理事長は、理事会の議を経て、委員会を構成する委員の中から委員長を選任する。

(招集等)

第7条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2. 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第8条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席とみなす。

2. 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3. 本法人の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第9条 この内規は、委員の議決を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

(1) この規則は、法人設立の日より施行する。

一般社団法人日本胃癌学会プログラム委員会内規

(名 称)

第1条 この委員会は、一般社団法人日本胃癌学会プログラム委員会（以下「委員会」と略記）という。

(適 用)

第2条 本委員会は、一般社団法人日本胃癌学会委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 本委員会は、学術集会プログラム編成等を円滑に遂行するために設置する。

(業 務)

第4条 本委員会は、会員による研究発表や意見交換の場である学術集会を企画するにあたり、長期的展望に基づいて、次の事項を行う。

- (1) プログラムの立案と編成。（ただし、会長講演、会長招請講演（1講演）及び会長企画特別シンポジウムの編成を会長に委任する。）
- (2) 会員の教育に関する企画と立案
- (3) 応募演題の査読と採否の決定
- (4) 終了後のプログラムの評価
- (5) 理事会から委嘱される事項

(構成等)

第5条 本委員会は、委員長および委員をもって構成する。

2. 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
3. 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
5. 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 本委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2. 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席とみなす。

2. 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
3. 本法人の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第8条 この内規は、委員会の議決を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- (1) この規則は、法人設立の日より施行する。

一般社団法人日本胃癌学会 総務委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、一般社団法人日本胃癌学会総務委員会（以下、委員会と略記）という。

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本胃癌学会委員会規則(定款施行細則第4号)に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、本法人の総務（事務局所掌の事務は除く。）に関し、総括し、その運営が円滑に遂行されるよう調整する。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 総会、理事会その他、本法人本会の運営に関する事項
- (2) 会員の入会、退会、会費その他会員の管理に関する事項
- (3) 事務局の管理、運営に関する事項
- (4) 諸契約に関する事項
- (5) その他、他の委員会等の所掌に属さないことで、理事会あるいは委員会が必要と認めた業務
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な業務

(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2. 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
3. 委員長は、委員のなかから、指名によって副委員長を委嘱することができる。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
5. 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2. 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席とみなす。

2. 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
3. 本法人の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第8条 この内規は、委員会の議決を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- (1) この規則は、平成24年4月13日から施行する。

一般社団法人日本胃癌学会施設認定制度委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は一般社団法人日本胃癌学会施設認定制度委員会（以下、委員会と略記）という。

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本胃癌学会委員会規則(定款施行細則第4号)に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、多様化する胃癌診療を高い専門性をもって提供できる施設を認定することにより、我が国における胃癌診療の維持向上に貢献することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、日本胃癌学会認定施設の認定業務を行う目的で、本委員会の下に、胃癌学会施設認定部会（以下、施設認定部会と略記）を設置する。

2. 施設認定部会は、この内規及び別に定められた施設認定施行規則によって運営する。

3. 委員会は、前条の目的を達成するため、施設認定部会と協力して、次の業務を行う。

(1) 施設認定制度に関する諸問題の検討

(2) 施設認定基準の作成及び変更

(3) 認定された施設の最終確認

(4) その他、前条の目的を達成するために必要な業務

(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2. 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3. 委員長は、委員のなかから、指名によって副委員長を委嘱することができる。

4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

5. 委員には、消化器外科医、内視鏡医、腫瘍内科医、病理医を含め、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(施設認定部会員)

第6条 委員長は、委員会の議を経て、施設認定部会員（以下、部会員と略記）を委嘱することができる。

2. 委員長は、委員会の議を経て、部会員のなかから、施設認定部会長を委嘱することができる。

3. 部会員は、委員長の指示のもとに、施設認定に関する業務を分掌する。

(招集等)

第7条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2. 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第8条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席とみなす。

2. 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3. 本法人の役員及び部会員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

4. 議事録は、議長が作成し、議長及び議長が議事録署名人として出席者の中から指名する2名が署名する。

(内規の変更)

第9条 この内規は、委員会の議決を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

(1) この規則は令和3年6月25日より施行する。

一般社団法人日本胃癌学会 Patient Advocacy 委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、一般社団法人日本胃癌学会 Patient Advocacy 委員会（以下「委員会」と略記）という。

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本胃癌学会委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、本法人が胃がん患者等にとって有用な活動を円滑に実施するために、胃がん患者や元患者、患者家族および将来的に胃がんと何らかの関わりをもつ可能性のある市民の本学会への参画（Patient & Public Involvement）を促進することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、理事会の諮問に応じ、該当する委員会等と協力して次の業務を行う。

- (1) 学術集会、ガイドライン策定、政府への提言、研究等の本学会の活動への、胃がん患者や元患者、患者家族および将来的に胃がんと何らかの関わりをもつ可能性のある市民の参画の促進。
- (2) 胃がん患者や元患者、患者家族および将来的に胃がんと何らかの関わりをもつ可能性のある市民に対する教育および広報。
- (3) 胃がん患者や元患者、患者家族および将来的に胃がんと何らかの関わりをもつ可能性のある市民との意見交換。ただし、意見や要望の受付は胃癌学会事務局を通じて行うものとする。
- (4) Patient Advocacy に関する活動についての他学会や患者会等との協力。ただし、本学会へ協力要請の受付や本学会から他学会や患者会等への協力要請は、胃癌学会事務局を通じて行うものとする。
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な業務。

(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2. 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
3. 委員長は、委員のなかから、指名によって副委員長を委嘱することができる。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
5. 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。
6. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として引き続き2期を越えて委嘱することはいできない。

(召集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2. 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。

2. 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
3. 本法人の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(内規の変更)

第8条 この内規は、委員会の議決を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- (1) この規則は、令和4年9月30日から施行する。

一般社団法人日本胃癌学会教育委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は一般社団法人日本胃癌学会教育委員会（以下、委員会と略記）という。

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本胃癌学会委員会規則(定款施行細則第4号)に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、多様化する胃癌診療を高い専門性をもって提供できるよう、会員や非会員に知識や技術を修得する機会を供与し、我が国における胃癌診療の維持向上に貢献することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、理事会の諮問に応じ、該当する委員会等と協力して次の業務を行う。

2. 学術集会形式、オンライン形式、またはハイブリッド形式にて、会員や非会員に向けた胃癌診療に関する教育セミナーを企画し開催する。

3. 胃癌治療手技を修得することを目的とした、会員や非会員に向けた実技講習や見学プログラムを企画し開催する。

4. 胃癌診療に関する知識を修得することを目的としたテキストを刊行する。

5. その他、前条の目的を達成するために必要な業務を行う。

(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2. 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3. 委員長は、委員のなかから、指名によって副委員長を委嘱することができる。

4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

5. 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。委員には消化器外科医、内視鏡医、腫瘍内科医、病理医を含める。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2. 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意志を表示した者は出席とみなす。

2. 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3. 本法人の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

4. 議事録は、議長が作成し、議長及び議長が議事録署名人として出席者の中から指名する2名が署名する。

(内規の変更)

第8条 この内規は、委員会の議決を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

(1) この規則は、令和5年7月4日より施行する。

(目 的)

第1条 この規程は、本会の用務により出張を行う役員等に対して支給する旅費等について必要な事項を定める。

(役 員)

第2条 本規程でいう役員とは、理事長、理事、監事、学術集会会長、次期会長、次々期会長、幹事、委員長、委員等である。

(旅費等の支給の範囲)

第3条 役員等が、理事会、委員会および本会の用務により出張した場合には、旅費等を支給することができる。ただし、学術集会開催時に開催する理事会では原則として旅費は支給しない。

2 役員等以外の者が、本会の用務により出張した場合は、役員に準じた旅費等を支給することができる。

(旅費の計算)

第4条 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、職務上の必要または天災その他やむをえない事情により、通常の経路または方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路および方法によって計算する。

(交通費・宿泊費および利用可能範囲)

第5条 旅費等における交通費・宿泊費および利用可能範囲は、次のとおりとする。

交通費精算	実費
最低支給金額	3,000 円
鉄道賃	別表1(支給区分)による
航空賃	別表1(支給区分)による
船賃	別表1(支給区分)による
タクシー	緊急時または公共交通機関がない場合
宿泊費	やむを得ない場合のみ1夜につき15,000 円まで支給

(自動車による出張)

第6条 自動車による出張を行った場合、燃料、駐車料、有料道路通行料はそれを証明するものを提出した場合に支給する。

(旅費等の請求)

第7条 旅費等の請求は、指定の出張旅費精算書および領収書を出張日から3カ月以内に事務局に提出する。支払いは原則として、現金書留による郵送または手渡しとする。

(証明書等の提出義務)

第8条 出張者が業務上、余儀の支出をなし、その精算を行うときは、その支出に伴う領収書を提出しなければならない。領収書等支払いを証明するものがない場合は原則としてその支出は自己負担とする。

(委 任)

第9条 この規程に定めない事項については、理事会の議決による。

附則

(1) この規程は、平成24年6月4日から施行する。

(2) この規程は、平成29年3月8日一部改正した。

表1(支給区分)

	本会理事および監事 教授、部長相当職	准教授、講師、 および相当職	その他
鉄道賃	グリーン、 特別車両運賃	普通車指定席	普通車指定席
航空賃 国内	ディスカウント ビジネス	エコノミー	エコノミー
海外	ディスカウント ビジネス	エコノミーセーバー	ディスカウント エコノミー
船賃	特等客室	1等客室	普通

(目的)

第1条 この規則は、この法人（以下「本学会」という。）定款第49条第2項に定める学術集会の組織・運営等に関して必要な事項を定め、学術集会の円滑な運営を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 学術集会は、日本胃癌学会総会とし、毎年1回、開催する。

2 学術集会の通算回数は、この規則が施行される前の日本胃癌学会総会の回数を継承する。

(開催通知)

第3条 学術集会は、約1か月前までに、日時、場所及び日程を記載した機関誌等をもって周知する。

(会長等)

第4条 学術集会は、日本胃癌学会総会会長（以下「総会会長」という。）が主宰する。

2 総会会長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

3 総会会長の任期は、選任された年の日本胃癌学会総会終了の翌日から当該の日本胃癌学会総会終了日までとする。

(職務の代行等)

第5条 学術集会会長が学術集会を主宰できないときは、理事会の議により選任された者がその職務を代行するものとする。

2 学術集会の職務を代行する者の任期は、委嘱された日から当該学術集会の業務終了日までとする。

(経理および決算報告等)

第6条 本学会は、日本胃癌学会総会の費用の一部として、運用財産を支出することができる。

2 学術集会会長又は学術集会の職務を代行する者は、学術集会の終了後9か月以内に、当該学術集会にかかわる決算書を、公認会計士の監査報告書及び経理帳票類を添付して理事会に提出し、報告しなければならない。

3 理事会は、前項の報告を受けたときは、これを本学会の収支の一つとして当該年度の決算に繰り入れるものとする。

4 学術集会運営事務局に対しては、標準的パソコン1台の購入を認め、任務終了後もその返却を求めない。

(規則の変更)

第7条 この規則は、理事会の議を経て、変更又は廃止することができる。

附 則

(1) この規則は、平成24年1月1日から施行する。

一般社団法人日本胃癌学会 作成刊行物掲載図表の転載に関する規程

(申 請)

第1条

一般社団法人日本胃癌学会作成刊行物に掲載された図表の転載を希望する者（以下「申請者」と略す。）は、すべて一般社団法人日本胃癌学会に転載を申請しなければならない。

(許 可)

第2条

前条の申請があった場合、該当委員会の決議を経て、理事長がこれを許可する。

2

前項により許可した場合には、理事長は理事会に報告するものとする。

(料 金)

第3条

学術、教育などの目的のうち公益目的その他非営利目的による転載の場合は、無料とする。

2

特定の企業の営利活動やその他の営利を目的とする転載の場合は、所定の転載料を支払うものとする。

3

前項の場合、転載料は、原則として図表1点につき10円（税別）とし、これに発行部数を乗じて算出するものとする。

(転載条件)

第4条

申請者は、転載先著作物の引用文献欄に、転載元刊行物名、頁数、発行年を明記した上で、図表説明文に刊行物名、発行年を記載するものとする。ただし、引用文献欄がない場合は、図表説明文に刊行物名、頁数、発行年を記載するものとする。

2

申請者が、転載許可対象の図表を一部改変して掲載しようとする場合は、事前に該当委員会に内容を明示して、申請しなければならない。理事長がこれを許可した場合は、改変した内容についての記載を図表の説明文に加えるものとする。

(変 更)

第5条

この規程は、理事会の決議を経て変更できるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(設置目的)

第1条 本附置研究会（以下「研究会」）は、胃癌に関する具体的な研究課題を定めて資料の収集及び意見交換を行い、本学会の発展及び胃癌診療・研究の普及に貢献することを目的として設置する。

(設置申請)

第2条 研究会設置申請（公募）の資格者は学会の代議員とし、設置申請趣意書に代表世話人（申請者）及び世話人の氏名を明記し、設置申請年度の前年度9月30日までに研究会の趣意書と計画書を添えて 学会事務局に提出する。

(設置承認)

第3条 研究会の設置承認については、プログラム委員会の審議を経て理事会で決定する。

(開催日及び運営)

第4条 研究会は、原則として総会開催期間に併せて開催することとし、日時及び会場設営等は総会会長 が決定し、研究会の進行等は研究会が担当することとする。

(設置期間)

第5条 研究会の設置期間は、3年間とする。3年を超えて存続を希望する場合は学会事務局に再度、研究計画書を提出し、審議を受ける

(財政援助)

第6条 学会は、研究会に対して会場設営費を援助する。

(成果の公表)

第7条 研究会の代表世話人は、当該年度の4月30日までに成果と進捗状況をプログラム委員会に報告し、継続の承認を受けるものとする。研究会は設置期間終了後、総括報告書を審議会に提出する。

附 則

1) この規則は2019年6月18日から施行する。

2) 附置研究会の参加者は総会参加費を支払うものとする。附置研究会のためだけに総会に非会員が来場する場合は、原則として一般参加者と同様に総会参加費を支払うものとする。但し、附置研究会から演者等である旨の理由を付記して総会長に了承を求めた場合は、総会長の裁量により無料の参加証を発行する。

第1章 総 則

(適用)

第1条 この法人（以下「本学会」という。）における施設認定の施行にあたり、施設認定制度委員会内規（以下、委員会内規と略記）に定められた以外の事項については、本規則によって運営する。

(目的)

第2条 本規則は、日本胃癌学会認定施設の施設認定あるいは更新を行う際に適応する。

第2章 部 会

(設置)

第3条 委員会内規第1条の目的を達成するために、第4条に則り胃癌学会施設認定部会（以下「本部会」という。）を置く。

(業務)

第4条 本部会は、日本胃癌学会認定施設の認定業務を行う目的で、各号の業務を管掌する。

(1) 申請資格の審査

(2) 認定の審査

(3) 申請資格および認定審査に必要な調査

(4) その他、施設認定制度の目的を達成するために必要な業務

(地域)

第5条 施設認定に関する業務を円滑に施行するため、全国を次の6地区に区分する。

北海道・東北（青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島）

関東（東京・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川）

中部（富山・石川・福井・新潟・長野・山梨・岐阜・静岡・愛知・三重）

近畿（京都・大阪・滋賀・兵庫・奈良・和歌山）

中国・四国

九州・沖縄

(構成等)

第6条 本部会の部会員の定数は、各地区2名以上とし、部会長のほかに約12名とする。

2. 本部会に消化器外科医、内視鏡医、腫瘍内科医、病理医を最低1名は含める。

(招集等)

第7条 部会は、会議の目的とする事項を示して、部会長が招集する。

2. 部会の議長は、部会長とする。

(定足数等)

第8条 部会は、本部会構成員現在数過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席とみなす。

2. 部会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3. 本法人の役員及び施設認定制度委員は、部会に出席して意見を述べることができる。

4. 議事録は、議長が作成し、議長及び議長が議事録署名人として出席者の中から指名する2名が署名し、事務局に保存する。

第3章 施設の認定

第9条 本部会は毎年次の施設認定の業務に関する要項を決定し、ホームページにおいて本学会の会員に公告する。

2. 施設の認定業務は、申請の行われた年の12月31日までに完了しなければならない。

第10条 認定施設からの申請並びに更新に関する審査は、書類をもって行う。更新期間は3年ごととする。

2. 本部会が必要と認めた場合は、申請施設への実地調査を行うことができる。

3. 本部会は、申請書類の正本ならびに審査結果を受理した日から5年間、本学会事務局において保管する。

第11条 本部会は、認定申請書類の審査により、以下の施設認定規則第13条の資格すべてに該当するか否かを判定して申請資格の適否を審査し、その結果を施設認定制度委員会に報告する。

2. 理事会は、施設認定制度委員会の判定に基づいて認定施設を認定する。

3. 理事長は、理事会の決定に基づいて認定証を発行する。

4. 理事長は、認定されなかった申請者に対し、その理由書を発行する。

第12条 施設認定を申請または更新する者（日本胃癌学会会員）は、審査を受けようとする年の6月30日までに必ず到着するように認定申請書類を本部会に提出しなければならない。

（資格）

第13条 施設認定の申請施設、更新施設は、次の各号に定めるすべての資格を有していなければならない。

（1） 認定施設は、認定施設（A）と認定施設（B）の2種類とする。

① 認定施設（A）では、（共通項目）に加えて以下の基準を満たさなければならない。

A) 本会会員が合計4名以上常勤していること

B) 日本消化器内視鏡学会の消化器内視鏡専門医が2名以上常勤していること

C) 日本消化器外科学会の専門医が2名以上常勤していること

D) 日本内視鏡外科学会の技術認定取得者（消化器・一般外科領域）が1名以上常勤していること

E) 日本臨床腫瘍学会の薬物療法専門医が1名以上常勤していること

F) 日本病理学会の病理専門医および日本臨床細胞学会の細胞診専門医が1名以上常勤していること（兼任可）

G) 最近3年間に、常勤医師の本学会総会への参加実績が合計で6回以上あること

H) 最近3年間に、常勤医師の本学会総会での発表が6件以上あること

I) 最近3年間に、常勤医師の胃癌に関する英語原著論文が1件以上あること（共著可）

J) 胃癌に対する外科的胃切除術が、最近3年間に60例以上行われていること

K) 胃癌に対する内視鏡切除術が、最近3年間に60例以上行われていること

L) 胃癌に対する化学療法が、最近3年間に60例以上行われていること

M) 術中迅速病理診断および迅速細胞診が可能であること

N) 剖検ができる体制が整っていること

② 認定施設（B）では、（共通項目）に加えて以下の基準を満たさなければならない。

A) 本会会員が合計2名以上常勤していること

B) 日本消化器内視鏡学会の専門医が1名以上常勤していること

C) 日本消化器外科学会の消化器外科専門医が1名以上常勤していること

- D) 病理専門医が常勤で専従していることが望ましいが、非常勤の病理専門医あるいは保険医療機関間の連携による病理診断が、術中迅速診断を含めて適切に実施できること
- E) 最近3年間に、常勤医師の本学会総会への参加実績が合計で1回以上あること
- F) 最近3年間に、常勤医師の本学会総会での発表が1件以上行われていること
- G) 胃癌に対する外科的切除術が、最近3年間に30例以上行われていること
- H) 胃癌に対する内視鏡切除術が、最近3年間に30例以上行われていること
- I) 胃癌に対する化学療法が、最近3年間に30例以上行われていること
- J) 外来化学療法加算が取れていること

③ (共通項目)

- A) 緊急手術および緊急内視鏡が実施可能な体制を整えていること
- B) 倫理委員会が設置されていること
- C) 合同カンファレンスが定期的に行われ、かつその記録が整備されていること
- D) 認定施設取得後から更新時までに期間に全国胃癌登録を行っていること（施設認定期間中であっても2年連続して全国胃癌登録の報告を怠った場合は施設認定を取り消すことがある。）

第4章 認定施設の資格喪失

第14条 次の各号のいずれかに該当する認定施設は、本部会での検討ならびに施設認定制度委員会および理事会の議を経て、認定施設の資格を喪失する。

- (1) 認定施設（A）あるいは認定施設（B）の資格を満たさなくなったとき
- (2) 認定施設の更新を受けないとき
- (3) そのほか施設認定部会が不適当と認めたとき

第5章 認定料

第15条 認定施設を新規に受ける施設は審査料20,000円および認定料20,000円を納付しなければならない。

2. 施設認定を更新する場合は審査料20,000円および更新料20,000円を納付しなければならない。

3. 既納の審査料・認定料はいかなる理由があっても返却しない。

第6章 規則の変更

第15条 本規則は、本部会の勧告により施設認定制度委員会および理事会の承認を受けて、変更または廃止することができる。

附則

- (1) この規則は令和3年6月25日から施行する。